

考えてみよう、市町村合併

—— 鹿児島県地区における合併協議の状況 ——

1	鹿児島県地区合併協議会の概要	
(1)	これまでの合併協議会の経過	1 頁
(2)	合併協議会の役割	1 頁
(3)	合併協議会の組織	2 頁
2	合併協議会の協議スケジュール	3 頁
3	鹿児島県地区 1 市 5 町のすがた	別紙
4	市町村建設計画（素案）の概要	別紙
5	国等の主な財政支援措置	5 頁
6	合併協議会の協定項目・スケジュール（案）	6 頁
7	合併協定項目の協議状況	7 頁
8	主な合併協定項目の内容（合併協議会で確認済み）	
(14)	地方税の取扱い	12 頁
(15)	国民健康保険事業	13 頁
(16)	ごみ処理事業	14 頁
(20)	都市計画の取扱い	15 頁
9	主な合併協定項目の内容（合併協議会で継続協議中）	
(10)	町名・字名の取扱い	16 頁
(19)	上水道事業	17 頁
(25)	介護保険事業	18 頁
(26)	児童福祉事業	19 頁
(27)	高齢者福祉事業	20 頁
(28)	障害者福祉事業	21 頁
(31)	保健衛生事業	22 頁
10	主な合併協定項目の内容（今後提案予定）	
(5)	議会の議員の定数及び任期の取扱い	23 頁
(6)	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	24 頁
(32)	交通関係事業	25 頁
(37)	コミュニティ関係事業	25 頁
(46)	学校教育事業	26 頁

1 鹿児島地区合併協議会の概要

(1) これまでの合併協議会の経過

平成 14 年 12 月 9 日～30 日	1 市 5 町の議会における法定合併協議会設置議案の議決
平成 15 年 1 月 24 日	鹿児島地区合併協議会の設置（告示）
1 月 31 日	第 1 回合併協議会の開催
2 月 14 日	第 2 回合併協議会の開催
4 月 15 日	第 3 回合併協議会の開催
5 月 16 日	第 4 回合併協議会の開催
6 月 9 日	第 5 回合併協議会の開催
7 月 22 日	第 6 回合併協議会の開催

(2) 合併協議会の役割

合併協議会とは、地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づき設置される、合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織です。

合併協議会の任務は、合併特例法第 3 条で「市町村建設計画の作成」及び「その他市町村の合併に関する協議」とされています。

① 市町村建設計画の作成

市町村建設計画は、合併後の市町村の将来に関するビジョン（構想・目標）、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

計画には、合併特例法の規定により、次の事項を定めることとされています。

- ア 合併市町村の建設の基本方針
- イ 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- ウ 公共的施設の統合整備に関する事項
- エ 合併市町村の財政計画

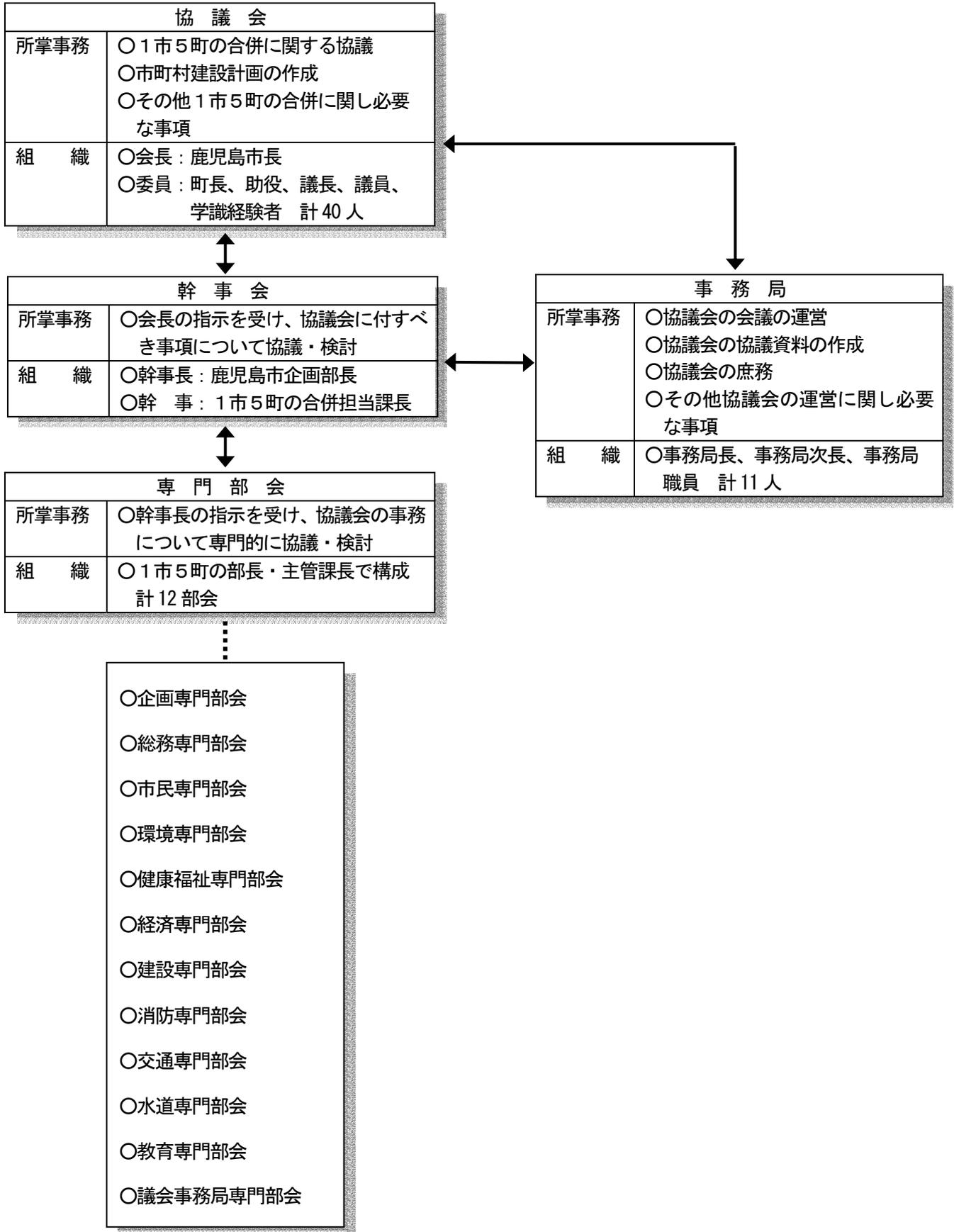
また、市町村建設計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられることとなっています。

② その他市町村の合併に関する協議（合併協定項目）

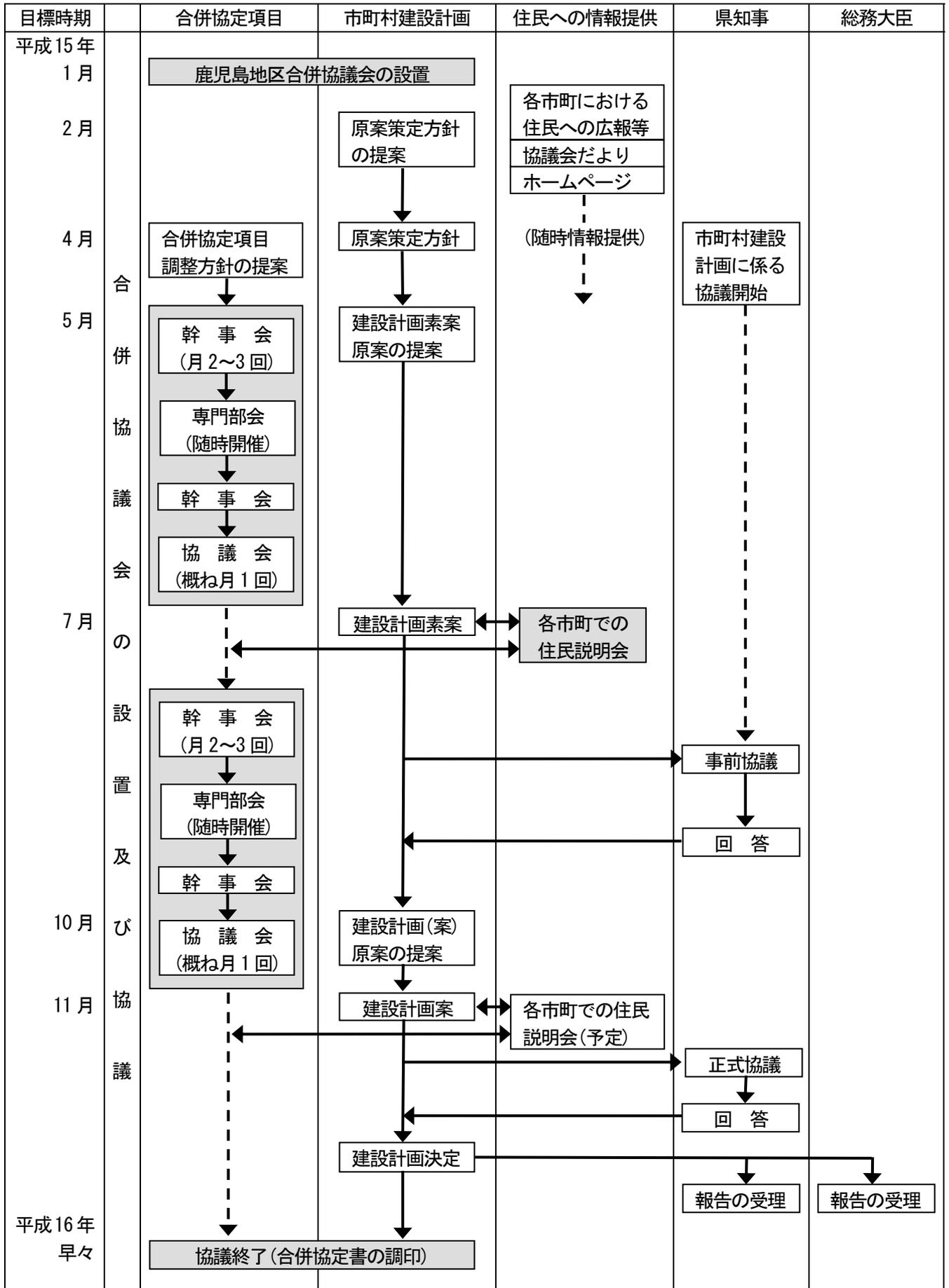
その他市町村の合併に関する協議とは、合併の方式（編入合併か新設合併か）や期日はどうするか、事務所の位置や、新市町村の名称はどうするか、議員の定数・在任の特例はどうするかなど、法律上・事実上を問わず合併に伴って相互に協議することが適当であると考えられる事項を協議することです。

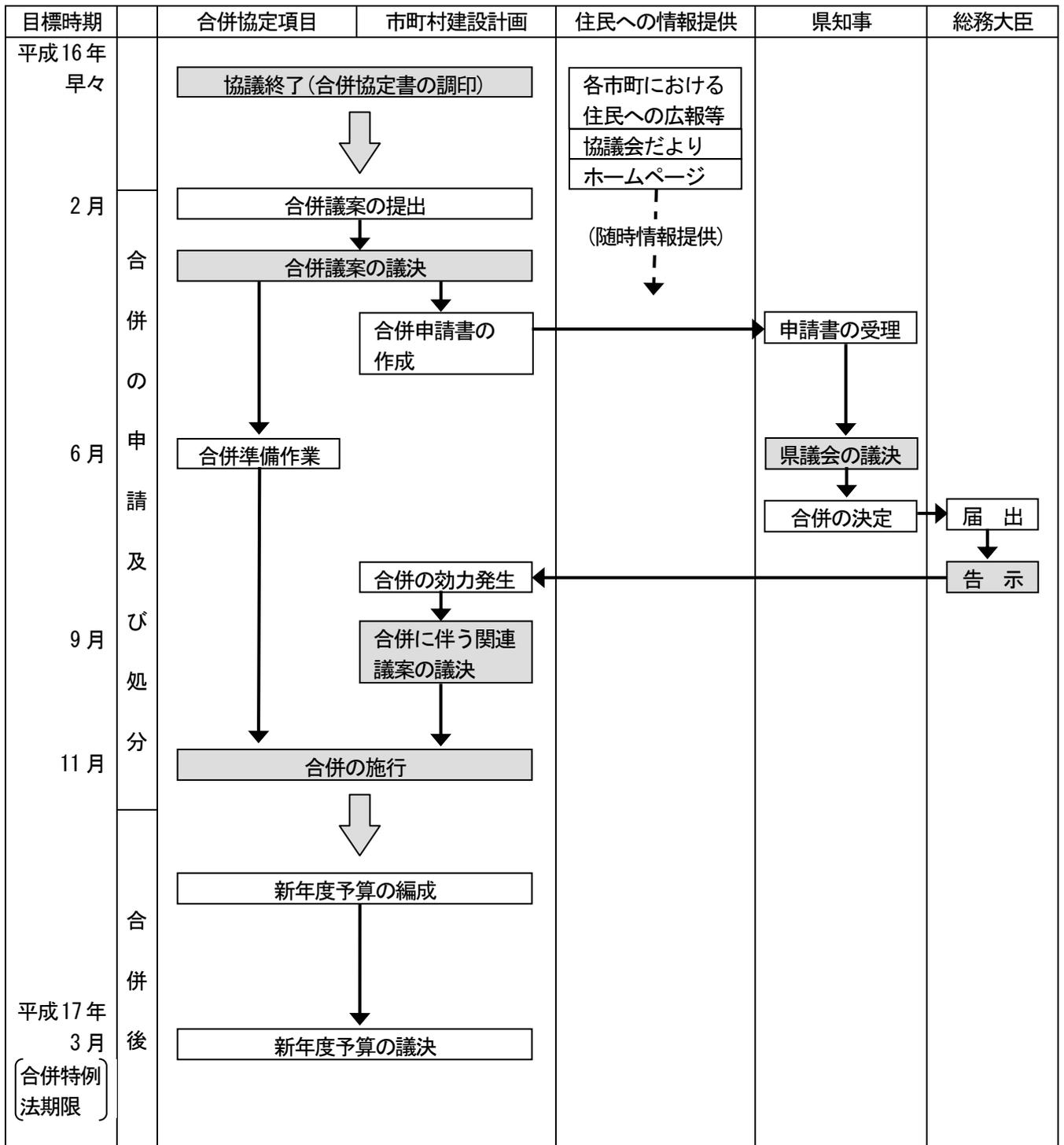
これらの協議結果は合併協定書の中にまとめられますが、個々の制度の調整は、市町村住民の福祉に影響を及ぼすものであり、合併協議会で協議し、決定しておくことが望ましいとされています。

(3) 合併協議会の組織



2 合併協議会の協議スケジュール





3 鹿児島地区1市5町のすがた
別紙

4 市町村建設計画（素案）の概要
別紙

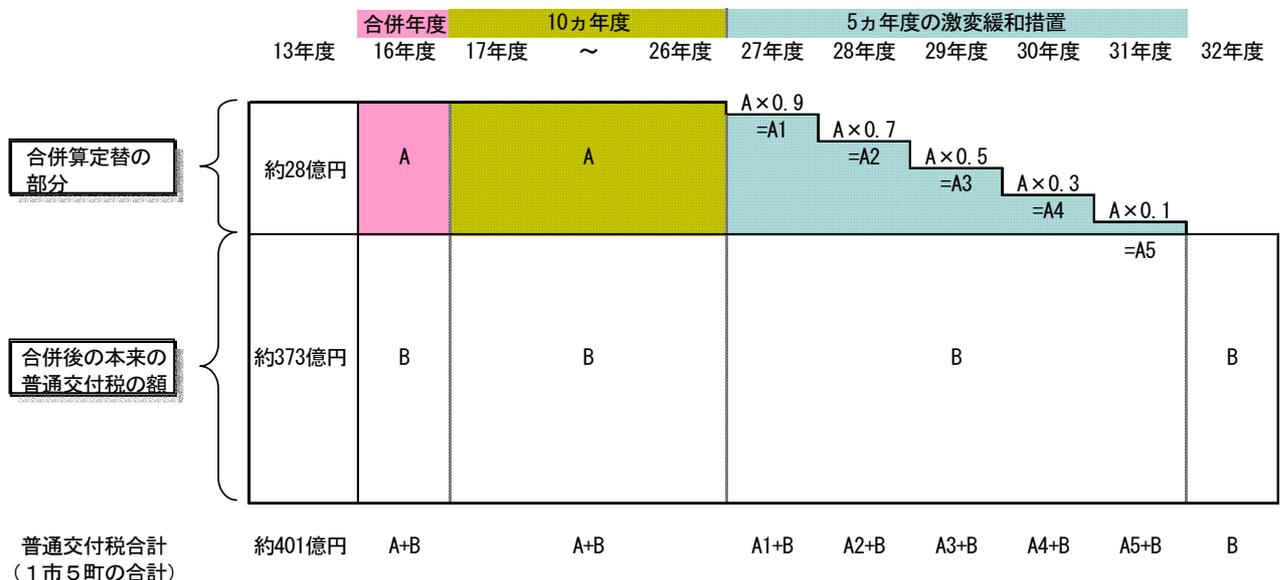
5 国等の主な財政支援措置

(1) **合併市町村補助金 [9 億円 : 上限]**

合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に基づいて行う事業で、行政水準の確保・強化に資する事業等に要する経費に対し、合併年度から3カ年度にわたり補助金が交付されます。

(2) **普通交付税の合併算定替 [合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障]**

合併年度とこれに続く10カ年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を合併市町村に全額保障し、さらに、その後5カ年度は激変緩和措置がなされます。



(3) **普通交付税の合併補正 [30 億円 : 上限]**

合併市町村における、主として次のような臨時的経費に対しても、5カ年度にわたり普通交付税(合併補正)による包括的な財政措置がなされます。

〔基本構想等の策定・改訂、コンピュータシステムの統一、ネットワーク整備など行政の一体化に要する経費、行政水準及び住民負担の格差是正〕

(4) **合併特例債 [511 億円 : 上限]**

① 建設事業、上水道事業、下水道事業及び病院事業に対する財政措置 [473 億円 : 上限]

合併市町村は、合併年度とこれに続く10カ年度、市町村建設計画に基づく特に必要な建設事業の経費、また、上水道・下水道・病院事業に係る合併に伴い増加する経費に対する一般会計からの出資及び補助金の95%（地方公営企業に係るものについては100%）について、合併特例債を充当することができ、その元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

② 基金造成に対する財政措置 [38 億円 : 上限]

合併市町村は、合併年度とこれに続く10カ年度、旧市町村単位の地域振興や住民の一体感醸成のために設ける基金の造成の95%について、合併特例債を充当することができ、その元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

6 合併協議会の協定項目・スケジュール（案）

区分	協定項目等	スケジュール
1	(1) 合併の方式 (2) 合併後の市の名称 (3) 合併後の市の事務所の位置	1月 第1回協議会 提案
2	(4) 合併の期日 市町村建設計画原案策定方針	2月 第2回協議会 提案
3	合併協定項目調整方針 (5) 議会の議員の定数及び任期の取扱い (6) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い (7) 一般職の職員の取扱い (8) 事務組織及び機構の取扱い (9) 条例、規則等の取扱い	4月 第3回協議会 提案
4	市町村建設計画（素案） (10) 町名・字名の取扱い ※1 (11) 慣行の取扱い (12) 財産の取扱い (13) 公共的団体等の取扱い (14) 地方税の取扱い (15) 国民健康保険事業	5月 第4回協議会 提案
5	(16) ごみ処理事業 (17) し尿処理事業 ※2 (18) 環境衛生事業 (19) 上・下水道事業 (20) 都市計画の取扱い (21) 建設関係事業 (22) 消防関係事業 (23) 一部事務組合等の取扱い	6月 第5回協議会 提案

区分	協定項目等	スケジュール
6	(24) 地域福祉事業 (25) 介護保険事業 (26) 児童福祉事業 (27) 高齢者福祉事業 (28) 障害者福祉事業 (29) 生活保護事業 (30) 健康づくり事業 (31) 保健衛生事業	7月 第6回協議会 提案
7	(32) 交通関係事業 (33) 女性政策事業 (34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業 (35) 広聴広報関係事業 (36) 防災・防犯関係事業 (37) コミュニティ関係事業 (38) 住民サービス窓口業務	8月 第7回協議会 提案（予定）
8	(39) 特別職の取扱い (40) 地域審議会の取扱い (41) 電算システム事業 (42) 使用料、手数料等の取扱い (43) 負担金、補助金、交付金の取扱い (44) 農林水産業関係事業 (45) 商工・観光関係事業 (46) 学校教育事業 (47) 社会教育事業 (48) その他事業	9月 第8回協議会 提案（予定）
9	(49) 市町村建設計画（案）	10月 第9回協議会 提案（予定）
	市町村建設計画（案）	11月 第10回協議会 協議（予定）

※1 町名・字名の取扱いについては、第6回協議会で再提案。

※2 し尿処理事業については、第7回協議会以降に提案予定。

7 合併協定項目の協議状況

項目名	調整方針	協議状況
(1) 合併の方式	吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町を廃し、その区域を鹿児島市へ編入するものとする。	第1回で提案 第1回で確認
(2) 合併後の市の名称	合併後の市の名称は、鹿児島市とする。	同上
(3) 合併の市の事務所の位置	合併後の市の事務所の位置は、鹿児島市山下町11番1号とする。	同上
(4) 合併の期日	合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。	第2回で提案 第3回で確認
(5) 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議会の議員の定数及び任期の取扱い案を、1市5町の議会において作成することについて、協議を求める。 取扱い案を作成後、協議会に提案の予定	第3回で提案 第4回で確認
(6) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い案を、1市5町の農業委員会において作成することについて、協議を求める。 取扱い案を作成後、協議会に提案の予定	同上
(7) 一般職の職員の取扱い	1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の一般職の職員は、すべて鹿児島市の一般職の職員として引き継ぐものとする。 2 職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に取り扱うものとし、1市5町の長が別に協議するものとする。	同上
(8) 事務組織及び機構の取扱い	1 5町の役場は、支所とする。 2 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮するものとする。 3 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとする。	同上
(9) 条例、規則等の取扱い	鹿児島市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行うものとする。	同上
(10) 町名・字名の取扱い	1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行どおりとする。 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称については表示案に基づき、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。	第6回で提案 継続協議中
(11) 慣行の取扱い	1 市紋章については、鹿児島市の市紋章を用いるものとする。 2 市旗については、鹿児島市の市旗を用いるものとする。 3 市民歌については、鹿児島市の市民歌を用いるものとする。 4 市民憲章については、鹿児島市の市民憲章を用いるものとする。	第4回で提案 第5回で確認

	<p>5 名誉市民については、鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>6 市木・市花については、鹿児島市の市木・市花を用いるものとする。</p>	
(12) 財産及び公の施設の取扱い	吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。	同 上
(13) 公共的団体の取扱い	公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。	同 上
(14) 地方税の取扱い	地方税については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く 2 か年度に限り不均一課税とする。なお、新たに課税される吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。	同 上
(15) 国民健康保険事業	国民健康保険事業については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、国民健康保険税の税率等については、合併が行なわれた日の属する年度に限り、現行の制度を基本とする。	同 上
(16) ごみ処理事業	ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、家庭ごみの収集形態等については、現行どおりとする。また、家庭ごみのステーションボックス設置補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に再編するものとする。	第 5 回で提案 第 6 回で確認
(17) し尿処理事業	〔処理体制、収集方法、手数料、浄化槽補助事業等の調整〕	第 7 回以降で 提 案
(18) 環境衛生事業	環境衛生事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、無縁墓地清掃委託事業及び火葬経費補助事業については、合併時に廃止するものとする。	第 5 回で提案 第 6 回で確認
(19) 上・下水道事業	<p>1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町で運営している簡易水道事業については、鹿児島市の上水道事業に統合するものとする。水道料金、給水負担金、審査手数料等は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度に限り上水道事業と簡易水道事業を併存させ、水道料金、給水負担金、審査手数料等はそれぞれの制度とする。また、水道料金については、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、合併が行われた日の属する年度の翌年度及びこれに続く 2 か年度に限り段階的調整を行う。</p> <p>2 郡山町が実施している簡易水道組合等助成事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>3 喜入町で運営している工業用水道事業については、現行どおりとする。</p>	第 5 回で提案 継続協議中

	<p>4 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>5 吉田町地域下水処理事業については、現行どおりとする。</p>	
(20) 都市計画の取扱い	<p>都市計画区域等については、合併後も当分の間、現状のままとする。</p> <p>都市計画審議会等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p>	第5回で提案 第6回で確認
(21) 建設関係事業	<p>建設関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、現在、施行中である小宅地対策事業等については、現行どおりとする。</p>	同 上
(22) 消防関係事業	<p>1 消防関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>2 松元町と郡山町の区域には、合併後に消防自動車及び救急自動車を配置する拠点を新設するものとする。</p> <p>3 防火水槽等建設補助金事業及び消防協力会事業は、合併時に廃止するものとする。</p>	同 上
(23) 一部事務組合等の取扱い（し尿処理業務を除く）	<p>吉田町、喜入町、松元町及び郡山町が加入している一部事務組合及び広域連合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該一部事務組合等の業務のうち4町に係る共同処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整するものとする。</p>	同 上
(24) 地域福祉事業	<p>1 地域福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>2 地域福祉センター管理運営事業については、現行どおりとする。</p>	第6回で提案 継続協議中
(25) 介護保険事業	<p>介護保険事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、第1号被保険者の保険料率等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p>	同 上
(26) 児童福祉事業	<p>1 児童福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>3 誕生祝金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。</p> <p>4 すこやか子育て支援金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。</p> <p>5 入学祝品支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度の翌年度に子が小学校に入学する者については現行どおりとする。</p>	同 上

	6 保育園児通園バス補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。	
(27) 高齢者福祉事業	<p>1 高齢者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>2 生きがい対応型デイサービス事業及びひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、利用できる者は合併が行われた日の属する年度の末日までにサービスを受けていた者とする。</p> <p>3 高齢者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>4 優待入浴券交付事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。</p> <p>5 敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとする。</p>	同 上
(28) 障害者福祉事業	<p>1 障害者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>2 障害者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>3 身体障害者介護手当支給事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。</p> <p>4 友愛特別乗車証交付事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとする。</p>	同 上
(29) 生活保護事業等	生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、社会福祉施設整備資金に係る利子補給事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。	同 上
(30) 健康づくり事業	健康づくり事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。	同 上
(31) 保健衛生事業	保健衛生事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。	同 上

(32) 交通関係事業	〔桜島フェリー、コミュニティバス、公営バス事業等の取扱い検討〕	第7回で提案 (予定)
(33) 女性政策事業	〔女性団体活動助成事業等の調整〕	同 上
(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業	〔5町の姉妹都市・兄弟都市との交流事業の取扱い検討〕	同 上
(35) 広聴広報関係事業	〔各種相談・住民説明会等の広聴事業と広報紙等の広報事業の調整〕	同 上
(36) 防災・防犯関係事業	〔防災行政無線、防犯灯補助等の調整〕	同 上
(37) コミュニティ関係事業	〔5町の自治会等の組織・活動事業の調整〕	同 上
(38) 住民サービス窓口業務	〔各種証明等の手数料や届出様式等の調整〕	同 上
(39) 特別職の取扱	〔町長、助役、収入役等の取扱いの検討〕	第8回で提案 (予定)
(40) 地域審議会の取扱い	〔5町の地域対策として審議会設置の是非について検討〕	同 上
(41) 電算システム事業	〔電算システムの統合、合併施行日の稼働に向けた調整〕	同 上
(42) 使用料、手数料等の取扱い	〔同一目的の施設使用料や同一種類の事務手数料の調整〕	同 上
(43) 負担金、補助金、交付金の取扱い	〔5町の負担金・補助金・交付金の把握と必要性の検討、整理〕	同 上
(44) 農林水産業関係事業	〔振興事業、基盤整備事業、団体育成事業等の類似事業等の調整〕	同 上
(45) 商工・観光関係事業	〔各種補助金、振興事業、観光イベント等の類似事業等の調整〕	同 上
(46) 学校教育事業	〔就学援助、学校給食、教育施設・クーラーの整備方針等の調整、合併後の通学区域の見直し検討〕	同 上
(47) 社会教育事業	〔社会教育施設・事業、体育施設、スポーツ振興事業、文化振興事業等の調整〕	同 上
(48) その他事業	〔上記の合併協定項目以外に協議・調整を要する事務事業等〕	同 上
(49) 市町村建設計画(案)	〔市町村建設計画(素案)の概要は別紙のとおり〕	第9回で提案 (予定)

8 主な合併協定項目の内容（合併協議会で確認済み）

項目	(14) 地方税の取扱い						
現 状	普通税	税 目 等		鹿児島市		5 町	
		個人市民税	均 等 割	標準税率 ※1	年額3,000円	標準税率	年額2,000円
			非課税限度額	前年合計所得金額	315,000円	前年合計所得金額	280,000円
		法人市民税	所 得 割	標準税率		標準税率	本市と同じ
			均 等 割	標準税率		標準税率	本市と同じ
		法人税割	制限税率 ※2	14.7%	標準税率	12.3%	
		固定資産税	標準税率	1.4%	標準税率	本市と同じ	
	軽自動車税	標準税率		標準税率	本市と同じ		
	市町村たばこ税	一定税率 ※3		一定税率 ※3	本市と同じ		
	目的税	入 湯 税	標準税率	1人1日150円	喜入町は150円以内 郡山町は80円 他町は本市と同じ		
事業所税		一定税率		なし（指定都市等ではないため）			
都市計画税		制限税率	0.3%	なし（市街化区域がないため）			
<p>(注) 特別土地保有税については、平成 15 年度から新たな課税は行わないことから記載していない。</p> <p>※1 標準税率：地方団体が税率を定めるにあたり、用途とすべきであるとして、地方税法が定めている一定の税率</p> <p>※2 制限税率：地方団体が税率を定めるにあたり、それを超えることができないとして、地方税法が定めている一定の税率</p> <p>※3 一定税率：地方税法が、地方団体に、地方税法に定める一定の税率以外の税率を採ることができないこととしている税率</p>							
合併後の制度	<p>地方税については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて不均一課税とする。なお、新たに課税される吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。</p>						
	1 個人市民税の不均一課税（5町の区域）						
	対象項目	現 状	経過措置期間			制度一元化	
			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	均 等 割	年額 2,000 円	年額 2,000 円	年額 2,000 円	年額 2,000 円	年額 3,000 円	
	2 事業所税の不均一課税（5町の区域）						
	対象項目	現 状	経過措置期間			制度一元化	
			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	資産割 ※1	なし	0 円	200 円	400 円	600 円	
	従業者割 ※2	なし	0.00%	0.08%	0.16%	0.25%	
<p>(注) 地方税法の規定により合併が行われた日から 6 ヶ月間は課税できないため、平成 17 年度は平成 17 年 5 月 1 日以降に事業年度が終了するものから課税する。</p> <p>※1 資産割税額 = 事業所用家屋の床面積 × 1 m²あたり 600 円</p> <p>※2 従業者割税額 = 従業者給与総額 × 0.25%</p>							

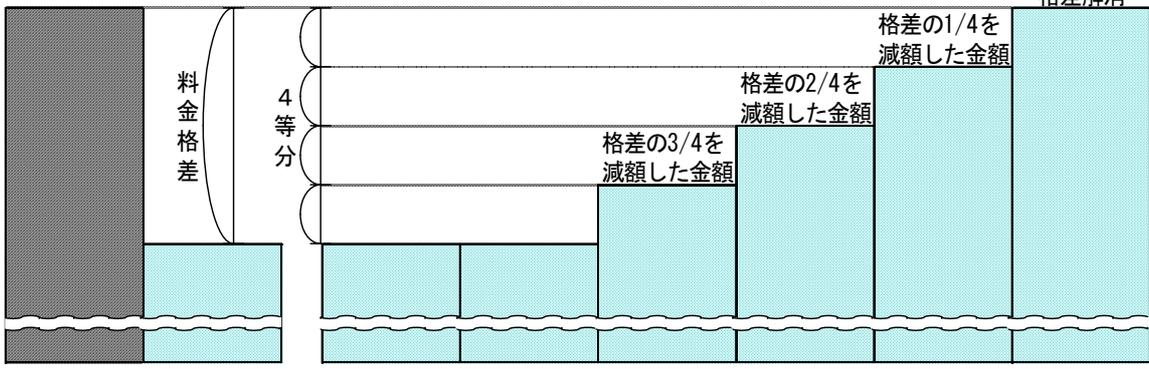
項目	(15) 国民健康保険事業									
現 状	1 1市5町における1世帯及び1人当たり国保税額(年額)									
	①医療分(平成14年度決算見込み) (単位:円)									
	項目 保険者	世帯数	被保険者数 (人)		保険税調定額 (医療分)		14年度1世帯 当たり税額		14年度1人 当たり税額	
	鹿児島市	96,257	168,340		12,238,085,460		127,140		72,699	
	吉田町	1,999	3,773		229,181,985		114,648		60,743	
	桜島町	1,235	2,156		126,642,300		102,544		58,739	
	喜入町	2,761	5,020		293,753,700		106,394		58,517	
	松元町	2,032	3,916		245,341,200		120,739		62,651	
	郡山町	1,661	2,970		213,549,500		128,567		71,902	
	合計	105,945	186,175		13,346,554,145		-		-	
	②介護分(平成14年度決算見込み) (単位:円)									
	項目 保険者	世帯数	被保険者数 (人)		保険税調定額 (介護分)		14年度1世帯 当たり税額		14年度1人 当たり税額	
	鹿児島市	38,381	48,790		659,741,700		17,189		13,522	
	吉田町	880	1,115		15,683,515		17,822		14,066	
	桜島町	445	565		8,665,900		19,474		15,338	
喜入町	1,062	1,391		18,351,800		17,280		13,193		
松元町	914	1,201		15,579,300		17,045		12,972		
郡山町	578	755		12,642,200		21,872		16,745		
合計	42,260	53,817		730,664,415		-		-		
(注) 上記2表の税額は、各市町の平成14年度保険税調定額に基づく平均値であり、個々の世帯や個人の税額は、所得や世帯員数によって違いがあることから、合併後に各国保加入世帯(者)が実際に負担する税額とは異なるものである。										
2 平成15年度税率に基づくモデルケースによる国民健康保険税の違い(年額) (単位:円)										
		モデルA		モデルB		モデルC		モデルD		
夫の所得		なし		なし		100万円		200万円		
年間固定資産税額		なし		1万円		3万円		6万円		
市町村名	賦課方式	保険税額	鹿児島市との差額	保険税額	鹿児島市との差額	保険税額	鹿児島市との差額	保険税額	鹿児島市との差額	
鹿児島市	3方式	41,100	-	41,100	-	137,300	-	308,500	-	
吉田町	4方式	40,000	1,100	43,700	▲2,600	138,400	▲1,100	306,700	1,800	
桜島町	4方式	39,200	1,900	45,700	▲4,600	161,100	▲23,800	359,700	▲51,200	
喜入町	4方式	36,600	4,500	40,200	900	136,200	1,100	304,200	4,300	
松元町	4方式	39,500	1,600	43,500	▲2,400	123,500	13,800	269,800	38,700	
郡山町	3方式	44,500	▲3,400	44,500	▲3,400	170,700	▲33,400	388,900	▲80,400	
(注1) 各モデルの家族構成は、夫45歳、妻42歳、子供2人の4人世帯を想定。										
(注2) 賦課3方式=所得割+均等割+平等割、賦課4方式=所得割+資産割+均等割+平等割										
合併後の制度	国民健康保険事業については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、国民健康保険税の税率等については、平成16年度に限り、現行の制度を基本とする。									
	○ 合併後の国民健康保険税の賦課方式及び税率等の取扱い									
年次	平成16年度					平成17年度～				
取扱い	合併が行われた日以降は鹿児島市の制度(3方式、税率、納期等)を適用。 ただし、合併が行われた日の前日現在で5町の国保被保険者であった世帯主に対しては、それぞれの旧町の賦課方式、税率及び納期等を適用。					鹿児島市の制度(3方式、税率、納期等)を適用。 なお、税率は、今後の医療費の動向等を考慮する中で、統一した税率を設定。				

項目	(16) ごみ処理事業					
現 状	1 家庭ごみの分別品目と収集回数					
	鹿児島市 (合併後)	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	13 品目	9 品目	9 品目	10 品目	8 品目	13 品目
	もやせるごみ 週 2 回	週 2 回	週 3 回	週 2 回	週 2 回	週 2 回
	もやせないごみ 週 1 回	月 2~3 回	月 6 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
	資源物 11 品目 プラ：週 1 回 ほか：月 1~3 回	7 品目 月 1 回	7 品目 プラ：月 6 回 ほか：週 1 回	8 品目 缶びん：月 2 回 ほか：月 1 回	6 品目 プラ：週 1 回 ほか：月 1-2 精ミ：年 2 回	11 品目 プラ：週 1 回 ほか：月 1 回
	2 ごみ処理手数料					
	無 料	有料指定袋	有料指定袋	有料指定袋	有料指定袋	有料指定袋
	3 粗大ごみ					
	戸別収集 (電話受付)	ステーション収集 (年 2 回)	収集しない (自己搬入)	ステーション収集 (月 1 回)	戸別収集 (月 1 回)	戸別収集 (月 1 回)
	4 ごみ・資源物の処理					
	①もやせるごみ					
	北部清掃工場 南部清掃工場	吉田清掃 センター ※1	桜島町クリーン センター	喜入町クリーン センター	クリーンサイクル センター ※2	クリーンサイクル センター ※2
	②もやせないごみ					
	横井埋立処分場	吉田町埋立 処分場	桜島町埋立処 分場 ※3	喜入町埋立処 分場 ※3	クリーンサイクル センター	クリーンサイクル センター
③資源物						
リサイクルプラザ、 民間施設	民間施設	民間施設	民間施設	クリーンサイクル センター、民間	クリーンサイクル センター、民間	
※1 吉田清掃センターは始良郡西部衛生処理組合の施設（吉田町に所在）						
※2 クリーンサイクルセンターは日置地区塵芥処理組合の施設（松元町に所在）						
※3 桜島町及び喜入町の埋立処分場はほぼ満杯の状態						
5 事業所ごみ						
行政収集しない (許可業者)	行政収集しない (許可業者)	行政収集を行う	行政収集しない (許可業者)	行政収集しない (許可業者)	行政収集を行う	
合併後 の制度	ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、家庭ごみの収集形態等については、現行どおりとする。また、家庭ごみのステーションボックス設置補助事業については、平成 17 年度に再編するものとする。					
	1 合併後の一般廃棄物の焼却処理は、鹿児島市の北部・南部清掃工場で行う。					
	北部・南部清掃工場の 最大処理量	現在の処理量 A	5 町のもやせるごみ量 B	合併後の処理量見込 A+B		
	1 日 645 トン	1 日 545.6 トン	1 日 38.6 トン	1 日 584.2 トン		
	2 合併後の一般廃棄物の埋立処分は、鹿児島市の横井埋立処分場で行う。					
	整備計画	現状で推移した場合	合併した場合			
埋立年数	平成 39 年 9 月まで	平成 45 年 1 月まで	平成 42 年 8 月まで			

項目	(20) 都市計画の取扱い						
現 状	1 都市計画区域等の設定状況 (単位: ha) (平成14年4月1日現在)						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	行政区域面積	28,979	5,479	3,219	6,115	5,105	5,775
	都市計画区域	○ 28,979	○ 650	×	○ 2,898	○ 3,171	○ 2,740
	線引き 市街化区域 調整区域	○ 8,428 20,551	×	×	×	×	×
	用途地域	○ 8,334 (12種類)	×	×	×	○ 226 (5種類)	○ 93.1 (6種類)
	2 都市計画の手続き (線引き見直し: 県決定)						
	時 期	住民への 情報提供等	線引き見直し			都市計画区域マ ス テ ル プ ラ ン 策 定 作 業	
	平成14年度		都市計画基本図修正				
	平成15年度		都市計画基礎調査			県案作成	
平成16年度		基礎調査解析			都市計画決定		
平成17年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ○説明会の開催 ○市議会へ報告 ○説明会の開催 ○市都市計画審議会へ諮問 	<ul style="list-style-type: none"> 市素案の作成等 市案の策定 県原案の作成 県案の策定 県案の公告・縦覧 県都市計画審議会に付議 都市計画変更 	<ul style="list-style-type: none"> 線引き見直しに関する基本的事項 (県提示) 農水省等との調整 国交省と下打合せ 国交省・農水省との事前協議 国交大臣の同意 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな策定に向けての見直し (案) 作成 都市計画変更 	以下線引き見直しと同時期に 同じ手続き		
合併後 の制度	都市計画区域等については、合併後も当分の間、現状のままとする。 都市計画審議会等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。						

9 主な合併協定項目の内容（合併協議会で継続協議中）

項 目	(10) 町名・字名の取扱い			
現 状	○ 住所表示の現況			
	鹿児島市	住所の表示 (住居表示実施区域) 鹿児島市〇〇町 12 番 34 号 (住居表示未実施区域) 鹿児島市△△町 1234 番地 5	町数・町名 272 町 うち住居表示 未実施町数 32 町 町名：略	大字数・大字名 な し
	吉田町	(住居表示実施区域) 鹿児島郡吉田町牟礼岡一丁目 2 番 3 号 (住居表示未実施区域) 鹿児島郡吉田町□□1234 番地	3 町 町名：牟礼岡一丁目 牟礼岡二丁目 牟礼岡三丁目	5 字 大字名：西佐多浦、東佐多浦、 本城、本名、宮之浦
	桜島町	鹿児島郡桜島町□□1234 番地	な し	11 字 大字名：赤水、小池、赤生原、 武、藤野、西道、松浦、 二俣、白浜、横山、赤 水字新島
	喜入町	揖宿郡喜入町□□1234 番地	な し	6 字 大字名：瀬々串、中名、喜入、 一倉、前之浜、生見
	松元町	日置郡松元町□□1234 番地	な し	7 字 大字名：石谷、福山、春山、上 谷口、直木、入佐、松 陽台
	郡山町	日置郡郡山町□□1234 番地	な し	8 字 大字名：厚地、東俣、川田、郡 山、西俣、有屋田、嶽、 油須木
	※「□□」は大字名			
調 整 方針案	1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行どおりとする。			
	2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称については表示案に基づき、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。			
	○ 5 町の住所の表示（現行）			
		住所の表示	吉田町の表示例	備 考
	〇〇郡△△町□□1234 番地	鹿児島郡吉田町本城 1234 番地	網掛部分□□が大字	
↓				
○ 5 町の住所の表示案（合併後）				
①	住所の表示	吉田町の表示例	備 考	
	鹿児島市□□町 1234 番地	鹿児島市本城町 1234 番地	大字を町名とする	
②	住所の表示	吉田町の表示例	備 考	
	鹿児島市△△□□町 1234 番地	鹿児島市吉田本城町 1234 番地	大字の前に旧町の名称を付けた町名とする	
③	住所の表示	吉田町の表示例	備 考	
	鹿児島市△△×町 1234 番地 ×××町 1234 番地	鹿児島市吉田本町 1234 番地 鹿児島市いろは町 1234 番地	新たな町名とする	

項目	(19) 上水道事業																																																																																																																																															
現 状	<p>1 水道料金比較 (平成14年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="295 257 1220 622"> <thead> <tr> <th></th> <th>鹿児島市</th> <th>吉田町</th> <th>桜島町</th> <th>喜入町</th> <th>松元町</th> <th>郡山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10m³</td><td>1,207</td><td>1,260</td><td>1,240</td><td>1,160</td><td>1,310</td><td>1,520</td></tr> <tr><td>20m³</td><td>2,467</td><td>2,310</td><td>2,230</td><td>1,940</td><td>2,670</td><td>2,570</td></tr> <tr><td>30m³</td><td>4,672</td><td>3,460</td><td>3,220</td><td>2,730</td><td>4,040</td><td>3,720</td></tr> <tr><td>40m³</td><td>7,560</td><td>4,720</td><td>4,210</td><td>3,520</td><td>6,140</td><td>4,980</td></tr> <tr><td>50m³</td><td>10,447</td><td>6,090</td><td>5,200</td><td>4,310</td><td>8,240</td><td>6,350</td></tr> <tr><td>60m³</td><td>13,335</td><td>7,660</td><td>6,260</td><td>5,090</td><td>10,340</td><td>8,030</td></tr> <tr><td>70m³</td><td>16,222</td><td>9,240</td><td>7,320</td><td>5,880</td><td>12,440</td><td>9,710</td></tr> <tr><td>80m³</td><td>19,110</td><td>10,810</td><td>8,380</td><td>6,670</td><td>14,540</td><td>11,390</td></tr> <tr><td>90m³</td><td>21,997</td><td>12,390</td><td>9,440</td><td>7,455</td><td>16,640</td><td>13,070</td></tr> <tr><td>100m³</td><td>24,885</td><td>13,960</td><td>10,500</td><td>8,240</td><td>18,740</td><td>14,750</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 口径13mm：一般用料金：1ヵ月：税込：円</p> <p>2 鹿児島市との水道料金格差 (鹿児島市料金－各町料金)</p> <table border="1" data-bbox="295 734 1077 1093"> <thead> <tr> <th></th> <th>吉田町</th> <th>桜島町</th> <th>喜入町</th> <th>松元町</th> <th>郡山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10m³</td><td>▲ 53</td><td>▲ 33</td><td>47</td><td>▲ 103</td><td>▲ 313</td></tr> <tr><td>20m³</td><td>157</td><td>237</td><td>527</td><td>▲ 203</td><td>▲ 103</td></tr> <tr><td>30m³</td><td>1,212</td><td>1,452</td><td>1,942</td><td>632</td><td>952</td></tr> <tr><td>40m³</td><td>2,840</td><td>3,350</td><td>4,040</td><td>1,420</td><td>2,580</td></tr> <tr><td>50m³</td><td>4,357</td><td>5,247</td><td>6,137</td><td>2,207</td><td>4,097</td></tr> <tr><td>60m³</td><td>5,675</td><td>7,075</td><td>8,245</td><td>2,995</td><td>5,305</td></tr> <tr><td>70m³</td><td>6,982</td><td>8,902</td><td>10,342</td><td>3,782</td><td>6,512</td></tr> <tr><td>80m³</td><td>8,300</td><td>10,730</td><td>12,440</td><td>4,570</td><td>7,720</td></tr> <tr><td>90m³</td><td>9,607</td><td>12,557</td><td>14,542</td><td>5,357</td><td>8,927</td></tr> <tr><td>100m³</td><td>10,925</td><td>14,385</td><td>16,645</td><td>6,145</td><td>10,135</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 税込：円</p>		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	10m ³	1,207	1,260	1,240	1,160	1,310	1,520	20m ³	2,467	2,310	2,230	1,940	2,670	2,570	30m ³	4,672	3,460	3,220	2,730	4,040	3,720	40m ³	7,560	4,720	4,210	3,520	6,140	4,980	50m ³	10,447	6,090	5,200	4,310	8,240	6,350	60m ³	13,335	7,660	6,260	5,090	10,340	8,030	70m ³	16,222	9,240	7,320	5,880	12,440	9,710	80m ³	19,110	10,810	8,380	6,670	14,540	11,390	90m ³	21,997	12,390	9,440	7,455	16,640	13,070	100m ³	24,885	13,960	10,500	8,240	18,740	14,750		吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	10m ³	▲ 53	▲ 33	47	▲ 103	▲ 313	20m ³	157	237	527	▲ 203	▲ 103	30m ³	1,212	1,452	1,942	632	952	40m ³	2,840	3,350	4,040	1,420	2,580	50m ³	4,357	5,247	6,137	2,207	4,097	60m ³	5,675	7,075	8,245	2,995	5,305	70m ³	6,982	8,902	10,342	3,782	6,512	80m ³	8,300	10,730	12,440	4,570	7,720	90m ³	9,607	12,557	14,542	5,357	8,927	100m ³	10,925	14,385	16,645	6,145	10,135
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町																																																																																																																																									
10m ³	1,207	1,260	1,240	1,160	1,310	1,520																																																																																																																																										
20m ³	2,467	2,310	2,230	1,940	2,670	2,570																																																																																																																																										
30m ³	4,672	3,460	3,220	2,730	4,040	3,720																																																																																																																																										
40m ³	7,560	4,720	4,210	3,520	6,140	4,980																																																																																																																																										
50m ³	10,447	6,090	5,200	4,310	8,240	6,350																																																																																																																																										
60m ³	13,335	7,660	6,260	5,090	10,340	8,030																																																																																																																																										
70m ³	16,222	9,240	7,320	5,880	12,440	9,710																																																																																																																																										
80m ³	19,110	10,810	8,380	6,670	14,540	11,390																																																																																																																																										
90m ³	21,997	12,390	9,440	7,455	16,640	13,070																																																																																																																																										
100m ³	24,885	13,960	10,500	8,240	18,740	14,750																																																																																																																																										
	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町																																																																																																																																											
10m ³	▲ 53	▲ 33	47	▲ 103	▲ 313																																																																																																																																											
20m ³	157	237	527	▲ 203	▲ 103																																																																																																																																											
30m ³	1,212	1,452	1,942	632	952																																																																																																																																											
40m ³	2,840	3,350	4,040	1,420	2,580																																																																																																																																											
50m ³	4,357	5,247	6,137	2,207	4,097																																																																																																																																											
60m ³	5,675	7,075	8,245	2,995	5,305																																																																																																																																											
70m ³	6,982	8,902	10,342	3,782	6,512																																																																																																																																											
80m ³	8,300	10,730	12,440	4,570	7,720																																																																																																																																											
90m ³	9,607	12,557	14,542	5,357	8,927																																																																																																																																											
100m ³	10,925	14,385	16,645	6,145	10,135																																																																																																																																											
調整方針案	<p>吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町で運営している簡易水道事業については、鹿児島市の上水道事業に統合するものとする。水道料金、給水負担金、審査手数料等は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止するものとする。ただし、平成16年度に限り上水道事業と簡易水道事業を併存させ、水道料金、給水負担金、審査手数料等はそれぞれの制度とする。また、水道料金については、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、平成17年度から平成19年度にかけて段階的調整を行う。</p> <p>○ 水道料金経過措置モデル図 (5町の区域)</p>  <table border="1" data-bbox="303 1848 1452 1915"> <tr> <td>鹿児島市</td> <td>5町</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> <td>平成19年度</td> <td>平成20年度</td> </tr> <tr> <td>合併前の料金比較</td> <td></td> <td>現 状</td> <td>合併する年度</td> <td>経過措置期間</td> <td></td> <td></td> <td>料金一元化</td> </tr> </table> <p>(上水道事業と簡易水道事業を併存) (簡易水道事業を上水道事業に統合)</p>	鹿児島市	5町	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合併前の料金比較		現 状	合併する年度	経過措置期間			料金一元化																																																																																																																															
鹿児島市	5町	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																																																																																																																									
合併前の料金比較		現 状	合併する年度	経過措置期間			料金一元化																																																																																																																																									

項目	(25)介護保険事業					
現 状	1 第1号被保険者(65歳以上)の保険料年額(平成15年度)(単位:円)					
		第1段階 (×0.5) 老齢福祉年 金受給者で 世帯全員非 課税等	第2段階 (×0.75) 世帯全員非 課税	第3段階 (×1) 本人非課税	第4段階 (×1.25) 本人所得 200万円未 満	第5段階 (×1.5) 本人所得 200万円以 上
	鹿児島市	22,600	33,900	45,300	56,600	67,900
吉田町	21,000	31,500	42,000	52,500	63,000	
桜島町	24,400	36,600	48,800	61,000	73,200	
喜入町	28,500	42,700	57,000	71,300	85,500	
松元町	23,280	34,920	46,560	58,200	69,840	
郡山町	23,280	34,920	46,560	58,200	69,840	
2 低所得者対策(独自施策)						
	①介護保険料の 減額	②訪問介護利用 者負担助成	③訪問サービス 利用料助成			
鹿児島市	○	○	○			
吉田町	×	×	×			
桜島町	×	×	×			
喜入町	×	×	×			
松元町	○	×	×			
郡山町	○	×	×			
調 整 方針案	介護保険事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、第1号被保険者の保険料率等については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。					
	1 平成17年度の介護保険料増減額(年額)(単位:円)					
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
鹿児島市	±0	±0	±0	±0	±0	
吉田町	1,600	2,400	3,300	4,100	4,900	
桜島町	▲1,800	▲2,700	▲3,500	▲4,400	▲5,300	
喜入町	▲5,900	▲8,800	▲11,700	▲14,700	▲17,600	
松元町	▲680	▲1,020	▲1,260	▲1,600	▲1,940	
郡山町	▲680	▲1,020	▲1,260	▲1,600	▲1,940	
2 低所得者対策(独自施策)						
① 介護保険料の減額						
住民税非課税世帯に属する生計困難者について、保険料を第2段階から第1段階相当額へ減額する。						
② 訪問介護利用者負担助成						
生計中心者が所得税非課税である低所得者が訪問介護を利用する場合、利用者負担額を国の特別対策に準じて10%から6%へ減額する。ただし、国の特別対策の対象者は除く。						
③ 訪問サービス利用料助成						
住民税非課税世帯に属する生計困難者について、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与の利用者負担額の2分の1(5%相当分)を助成する。						
※ 平成16年度については、合併が行われた日以降の保険料及び利用者負担が対象となる。						

項目	(26) 児童福祉事業												
現 状	1 保育料（月額）												
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町						
	保育所数	8カ所	2カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所						
	公立保育所	8カ所	2カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所						
	私立保育所	61カ所	2カ所	1カ所	5カ所	2カ所	1カ所						
	計	69カ所	4カ所	1カ所	5カ所	2カ所	2カ所						
	定員												
	公立保育所	770人	75人	0人	0人	0人	45人						
	私立保育所	5,349人	120人	90人	240人	120人	90人						
	計	6,119人	195人	90人	240人	120人	135人						
	階層及び保育料	10階層 0～2歳 0～51,000円 3～5歳 0～30,300円	7階層 0～2歳 0～50,000円 3歳 0～38,000円 4～5歳 0～34,000円	7階層 0～2歳 0～56,000円 3～5歳 0～53,900円 (保育単価限度制限あり)	11階層 0～2歳 0～43,000円 3歳 0～36,000円 4～5歳 0～32,000円	7階層 0～2歳 0～60,000円 3～5歳 0～37,320円	7階層 0～2歳 0～60,000円 3歳 0～38,600円 4～5歳 0～35,800円						
	2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）												
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町						
	児童クラブ数	39カ所	3カ所	1カ所	3カ所	2カ所	1カ所						
	利用児童数	1,706人	65人	20人	49人	84人	48人						
運営方法	運営委員会 39カ所に委託	運営委員会1カ 所、社会福祉法 人2カ所に委託	運営委員会 1カ所に委託	社会福祉法人 3カ所に補助	運営委員会 2カ所に委託	社会福祉法人 1カ所に委託							
保護者負担金	月額3,500円 減免制度あり おやつ代等別途	月額5,000円 ～6,000円 おやつ代含む	月額4,000円 減免制度あり おやつ代等別途	月額3,000円 ～4,000円 おやつ代含む 行事費等別途	月額2,600円 ～3,000円 おやつ代含む	月額4,000円 ～6,000円 おやつ代含む							
(注)平成15年4月1日現在													
3 乳幼児医療費助成事業 保険診療による医療費の一部負担額から下記の額を控除して償還払いで助成													
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町							
自己負担額 (1ヵ月あたり)													
市町村民税課税 世帯(0歳児)	0円	3,000円	0円	3,000円	3,000円	3,000円							
市町村民税課税 世帯(1～6歳未満)	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円							
調 整 方 針 案	1 保育料については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合する。 ○ 保育料増減の例（差額＝鹿児島市－各町） (単位：月額：円)												
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町						
			差額	差額	差額	差額	差額						
	市民税均 等割課税 の場合	3歳未満児	11,300	17,000	5,700	14,620	3,320	17,500	6,200	19,500	8,200	19,500	8,200
	の場 合	3歳児	8,700	14,000	5,300	12,370	3,670	14,500	5,800	16,500	7,800	16,500	7,800
		4歳児以上	8,700	14,000	5,300	12,370	3,670	14,500	5,800	16,500	7,800	16,500	7,800
	所 得 税 24,000円 の場 合	3歳未満児	27,100	23,000	4,100	22,500	4,600	30,000	2,900	28,500	1,400	27,000	100
		3歳児	24,600	20,000	4,600	20,250	4,350	27,000	2,400	25,650	1,050	24,300	300
		4歳児以上	24,600	19,000	5,600	20,250	4,350	27,000	2,400	25,650	1,050	24,300	300
	所 得 税 160,000円 の場 合	3歳未満児	40,800	40,000	800	42,700	1,900	43,000	2,200	45,750	4,950	45,700	4,900
		3歳児	29,400	36,000	6,600	32,580	3,180	36,000	6,600	37,320	7,920	38,600	9,200
		4歳児以上	29,400	33,000	3,600	28,240	1,160	32,000	2,600	37,320	7,920	35,800	6,400
	2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとし、運営方法については合併時まで調整を行うものとする。												
	3 乳幼児医療費助成事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合する。												

項 目	(27) 高齢者福祉事業						
現 状	1 心をつなぐ訪問給食事業						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	1日の配食数	1食(昼)	2食(昼・夕)	2食(昼・夕)	2食(昼・夕)	2食(昼・夕)	2食(昼・夕)
	 合併までの間に見直し <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2食(昼・夕)までとする</div>						
	2 老人介護手当支給事業 (単位：円)						
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
年 額	90,000	84,000	120,000	60,000	96,000	96,000	
(手当受給者)	(45,000)	(36,000)					
調 整 方針案	3 長才まつり開催事業						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	事業名	「長才まつり」	「健康福祉まつり」	すこやか長寿社会づくり推進事業	該当なし	該当なし	「健康と福祉のつどい」
	4 地域ふれあい交流助成事業（鹿児島市のみで実施）						
	地域における小中学生と高齢者の交流事業に対する助成。 【助成額】 事業開始から3年目までの団体：1事業5万円（1団体3事業まで） 事業開始から4年目以降の団体：1事業3万円（1団体3事業まで） 【事業例】 ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、そばうち、地域清掃活動など						
調 整 方針案	1 心をつなぐ訪問給食事業						
	平成17年度に鹿児島市の制度に統合する。						
	1日の配食数	2食(昼・夕)までとする					
	2 老人介護手当支給事業						
	平成17年度に鹿児島市の制度に統合する。						
年 額	90,000円						
(手当受給者)	(45,000円)						
調 整 方針案	3 長才まつり開催事業						
	鹿児島市の「長才まつり」は現行どおり実施する。						
	吉田町、桜島町及び郡山町で実施している事業については、地域性を考慮して実施する。						
	4 地域ふれあい交流助成事業						
平成17年度に鹿児島市の制度を適用する。							

項目	(28) 障害者福祉事業						
現 状	1 ゆうあい訪問給食事業						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	1日の配食数	1食(昼)					2食(昼・夕)
	↓ 合併までの間に見直し						
	2食(昼・夕)までとする						
	2 市民福祉手当(障害者・児)支給事業						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	対象者	身体障害者手帳 1、2級 療育手帳 A1、A2、B1 精神保健福祉手帳 1、2級 (国の特別障害者手当等受給者は除く)	制度なし				
	手当年額	24,000円	制度なし				
	3 重度身体障害者日常生活用具給付等事業						
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
品 目	浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具など37品目	鹿児島市に同じ					
	市単独2品目 (エアーパット、自家発電機)	制度なし					
4 重度心身障害者(児)紙おむつ等助成事業							
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
補助額(枚数)	紙おむつ等の購入費を補助 月額4,000円以内	月60枚	制度なし	年360枚	制度なし	制度なし	
5 友愛タクシー券交付事業							
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
補助額	年間14,000円を限度とする ・200円券×70枚交付 ・1回の使用は、 10枚(2,000円)以内	制度なし					
調 整 方針案	1 ゆうあい訪問給食事業 平成17年度に鹿児島市の制度に統合する。						
	1日の配食数	2食(昼・夕)までとする					
	2 市民福祉手当(障害者・児)支給事業 平成17年度に鹿児島市の制度を適用する。						
	3 重度身体障害者日常生活用具給付等事業 平成17年度に鹿児島市の制度に統合する。 (市単独2品目についても給付する。)						
	4 重度心身障害者(児)紙おむつ等助成事業 平成17年度に鹿児島市の制度に統合する。 (月額4,000円以内の補助額とする。)						
	5 友愛タクシー券交付事業 平成17年度に鹿児島市の制度を適用する。						

項目	(31) 保健衛生事業			
現 状	○ 主な事業			
		項目	鹿児島市	5 町
	①基本健康診査	実施方法	集団健診及び個別健診	喜入町、松元町は鹿児島市と同じ 吉田町、桜島町、郡山町は集団健診のみ
		対象者	32歳女性及び40歳以上の者	40歳以上の者
		自己負担金	無料	喜入町は鹿児島市と同じ 他町は1,300円
	②各種がん検診	実施方法	集団検診及び個別検診	集団検診のみ
		検診の種類	胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん	桜島町は鹿児島市と同じ 他町は前立腺がんは未実施
		自己負担金	有料	喜入町は無料 他町は有料
	③ミニドック検診	対象者	40歳及び50歳の男女	未実施
		検診内容	基本健康診査、各種がん検診、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、腹部超音波検診	
	④地域参加型機能訓練		187カ所の「お達者クラブ」で実施	桜島町11カ所、松元町21カ所、郡山町1カ所で実施
	⑤予防接種	ポリオ	集団接種	鹿児島市と同じ
		風しん	個別接種	鹿児島市と同じ
		麻しん	個別接種	鹿児島市と同じ
		三種混合	個別接種	喜入町、松元町は鹿児島市と同じ 吉田町、桜島町、郡山町は集団接種
		二種混合	個別接種	集団接種
		日本脳炎(第1期)	個別接種	喜入町は鹿児島市と同じ 他町は集団接種
		日本脳炎(第2・3期)	個別接種	集団接種
		インフルエンザ	個別接種	鹿児島市と同じ
	⑥妊婦健康診査		前期・後期・臨月期の3回を医療機関に委託して実施	前期・後期の2回を医療機関に委託して実施
⑦乳幼児健康診査	3ヵ月児	個別健診	集団健診	
	7ヵ月児	個別健診	集団健診	
	1歳児	個別健診(1歳児)	個別健診(9~11ヵ月児)	
	1歳6ヵ月児	集団健診	鹿児島市と同じ	
	3歳児	集団健診	鹿児島市と同じ	
調 整 方針案	平成17年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては5町の現状を踏まえ対応する。今まで5町の保健センターを活用して行っていた事業は、できるだけ現状のままとする。前立腺がん検診、ミニドック検診及び臨月期妊婦健康診査は、5町にも拡大して実施する。			

10 主な合併協定項目の内容（今後提案予定）

項目	(5) 議会の議員の定数及び任期の取扱い																																																										
現 状	<p>1 議会の議員の概要（平成15年7月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="300 264 1302 539"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>人口</th> <th>法定上限数</th> <th>条例定数</th> <th>現員数</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島市</td> <td>552,098人</td> <td>56人</td> <td>50人</td> <td>46人</td> <td>平成16年4月28日</td> </tr> <tr> <td>吉田町</td> <td>11,736人</td> <td>22人</td> <td>16人</td> <td>16人</td> <td>平成17年4月24日</td> </tr> <tr> <td>桜島町</td> <td>4,678人</td> <td>14人</td> <td>14人</td> <td>14人</td> <td>平成19年4月30日</td> </tr> <tr> <td>喜入町</td> <td>12,802人</td> <td>22人</td> <td>18人</td> <td>18人</td> <td>平成19年4月29日</td> </tr> <tr> <td>松元町</td> <td>12,065人</td> <td>22人</td> <td>18人</td> <td>18人</td> <td>平成19年4月30日</td> </tr> <tr> <td>郡山町</td> <td>8,314人</td> <td>18人</td> <td>16人</td> <td>16人</td> <td>平成19年4月29日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>601,693人</td> <td>56人</td> <td>132人</td> <td>128人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 人口は平成12年国勢調査による。 (注2) 法定上限数は、地方自治法に規定される最大定数。</p> <p>2 編入合併における議員の定数と任期の取扱い 編入合併においては、編入される町の議員は、町の法人格が消滅するため原則として失職することになるが、合併特例法では、激変緩和的な措置として、合併後の議員の定数や在任期間に係る特例措置を定めている。</p> <table border="1" data-bbox="300 770 1455 1032"> <thead> <tr> <th>取扱区分</th> <th>編入される町の議員</th> <th>鹿児島市の議員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①原則</td> <td>失職</td> <td rowspan="3">全議員が在任</td> </tr> <tr> <td>②合併特例法の定数特例による場合</td> <td>失職 合併後、編入される町ごとの区域において増員選挙を実施</td> </tr> <tr> <td>③合併特例法の在任特例による場合</td> <td>編入される町的全議員が在任</td> </tr> </tbody> </table> <p>定数特例による場合 合併後、編入される町ごとの区域において、増員選挙により選出された議員は、編入をする鹿児島市の議員の残任期間だけ在任する。 さらに、合併後最初に行われる一般選挙においても増員選挙を実施できる。 $\text{増員数} = \text{編入する鹿児島市の定数} \times (\text{編入される町の人口} \div \text{編入する鹿児島市の人口})$ $= \text{各町から1人} \quad (\text{注}) \text{端数は四捨五入、1人未満は1人}$ $\text{編入合併特例定数} = \text{編入する鹿児島市の議員定数} + \text{増員数}$</p> <p>在任特例による場合 編入される町の議員は、編入する鹿児島市の議員の残任期間だけ在任できる。 さらに、合併後最初の一般選挙において、編入合併特例定数による増員選挙を実施できる。</p> <p>3 議員の定数・在任特例適用パターン（編入合併の場合）</p> 	市町名	人口	法定上限数	条例定数	現員数	任期	鹿児島市	552,098人	56人	50人	46人	平成16年4月28日	吉田町	11,736人	22人	16人	16人	平成17年4月24日	桜島町	4,678人	14人	14人	14人	平成19年4月30日	喜入町	12,802人	22人	18人	18人	平成19年4月29日	松元町	12,065人	22人	18人	18人	平成19年4月30日	郡山町	8,314人	18人	16人	16人	平成19年4月29日	合計	601,693人	56人	132人	128人		取扱区分	編入される町の議員	鹿児島市の議員	①原則	失職	全議員が在任	②合併特例法の定数特例による場合	失職 合併後、編入される町ごとの区域において増員選挙を実施	③合併特例法の在任特例による場合	編入される町的全議員が在任
	市町名	人口	法定上限数	条例定数	現員数	任期																																																					
鹿児島市	552,098人	56人	50人	46人	平成16年4月28日																																																						
吉田町	11,736人	22人	16人	16人	平成17年4月24日																																																						
桜島町	4,678人	14人	14人	14人	平成19年4月30日																																																						
喜入町	12,802人	22人	18人	18人	平成19年4月29日																																																						
松元町	12,065人	22人	18人	18人	平成19年4月30日																																																						
郡山町	8,314人	18人	16人	16人	平成19年4月29日																																																						
合計	601,693人	56人	132人	128人																																																							
取扱区分	編入される町の議員	鹿児島市の議員																																																									
①原則	失職	全議員が在任																																																									
②合併特例法の定数特例による場合	失職 合併後、編入される町ごとの区域において増員選挙を実施																																																										
③合併特例法の在任特例による場合	編入される町的全議員が在任																																																										
調整方針案	※ 議会の議員の定数及び任期の取扱い案を1市5町の議会において作成後、協議会に提案の予定。																																																										

項 目	(6) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い																																																														
現 状	1 農業委員数等の状況（平成 15 年 4 月調査）																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>鹿児島市</th> <th>吉田町</th> <th>桜島町</th> <th>喜入町</th> <th>松元町</th> <th>郡山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">任 期（3 年）</td> <td>平16. 4. 28</td> <td>平17. 7. 19</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">委員数 (人)</td> <td rowspan="2">選挙</td> <td>条例定数</td> <td>25</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>現員数</td> <td>25</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>選任</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有権者数（人）</td> <td>8,988</td> <td>1,915</td> <td>836</td> <td>1,623</td> <td>1,147</td> <td>1,192</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農地面積（ha）</td> <td>1,310</td> <td>374</td> <td>254</td> <td>866</td> <td>717</td> <td>574</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準農業者数</td> <td>3,321</td> <td>803</td> <td>431</td> <td>785</td> <td>684</td> <td>901</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）農地面積は平成14年農林水産年報、基準農業者数は2000年農林業センサス</p>			鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	任 期（3 年）		平16. 4. 28	平17. 7. 19	委員数 (人)	選挙	条例定数	25	10	11	10	10	現員数	25	10	11	9	10	10	選任	11	5	3	4	3	4	有権者数（人）		8,988	1,915	836	1,623	1,147	1,192	農地面積（ha）		1,310	374	254	866	717	574	基準農業者数		3,321	803	431	785	684	901				
			鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町																																																							
	任 期（3 年）		平16. 4. 28	平17. 7. 19																																																											
	委員数 (人)	選挙	条例定数	25	10	11	10	10																																																							
			現員数	25	10	11	9	10	10																																																						
		選任	11	5	3	4	3	4																																																							
	有権者数（人）		8,988	1,915	836	1,623	1,147	1,192																																																							
	農地面積（ha）		1,310	374	254	866	717	574																																																							
	基準農業者数		3,321	803	431	785	684	901																																																							
2 編入合併後の委員の定数																																																															
<p>ア 選挙による委員は、30 人以内で条例で定めた数となる。〔現行 25 人〕 （農業委員会等に関する法律第 7 条、同法施行令第 2 条の 2）</p> <p>イ 選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した各 1 人、並びに議会が推薦した学識経験者 5 人以内となる。 （農業委員会等に関する法律第 12 条）</p>																																																															
3 合併特例法（在任特例措置）による選挙委員の定数及び任期の取扱い																																																															
<p>編入合併においては、編入される町の農業委員は、町の法人格が消滅し農業委員会が廃止されるため失職することになるが、合併特例法では、激変緩和的な措置として、合併後の委員の定数や在任期間に係る特例措置を定めている。</p> <p>ア 編入する鹿児島市の選挙による委員は、そのまま在任する。</p> <p>イ 編入される 5 町の選挙による委員は、40 人を超えない範囲で在任できる。ただし、在任期間は編入する鹿児島市の委員の残任期間となる。 （市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項）</p>																																																															
4 編入合併後の委員数																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">選 挙</th> <th rowspan="2">選 任</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>本 市</th> <th>5 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併特例法によらない場合</td> <td>25 人</td> <td>0 人</td> <td>15 人</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td>合併特例法による場合</td> <td>25 人</td> <td>40 人以下</td> <td>15 人</td> <td>80 人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注 1）本市の選挙による委員は現行条例による数、選任による委員は現在の農業協同組合等による数。 （注 2）合併特例法適用期間後の委員数は、合併特例法によらない場合の委員数になる。</p>		選 挙		選 任	計	本 市	5 町	合併特例法によらない場合	25 人	0 人	15 人	40 人	合併特例法による場合	25 人	40 人以下	15 人	80 人以下																																														
		選 挙				選 任	計																																																								
	本 市	5 町																																																													
合併特例法によらない場合	25 人	0 人	15 人	40 人																																																											
合併特例法による場合	25 人	40 人以下	15 人	80 人以下																																																											
調 整 方 針 案	<p>※ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い案を、1 市 5 町の農業委員会において作成後、協議会に提案の予定。</p>																																																														

項目	(32) 交通関係事業							
現 状	○ 交通事業の実施状況							
		事業種別	13年度 乗車人員(人)	運輸系統	車両数 船舶数	13年度決算(千円)		
						収入	支出	差引
	鹿児島市	軌道事業	10,062,011	2系統	52両	1,672,874	1,571,571	101,303
		自動車運送事業	13,455,691	38路線	187台	2,891,195	3,440,733	▲ 549,538
	吉田町	巡回バス運行事業 (南国交通へ運行委託)	—	3路線	1台	(14年9月から試験運行)		
	桜島町	一般旅客定期航路事業 遊覧旅客不定期航路事業	3,720,362	—	6隻	2,612,692	2,548,006	64,686
		自動車運送事業	517,073	6路線	12台	154,122	153,321	801
松元町	循環バス運行事業 (南国交通へ運行委託)	12,000	2路線	1台	13年度決算：465万円/年			
郡山町	巡回バス助成事業 (林田バスへ運行委託)	8,436	6路線	1台	13年度決算：756万円/年			
	(注) 鹿児島市の自動車運送事業の13年度乗車人員には定期観光・貸切を含む。また、桜島町の自動車運送事業の13年度乗車人員には定期観光・貸切・代替バスを含む。							
調整 方針案	※ 第7回合併協議会で提案予定。							

項目	(37) コミュニティ関係事業						
現 状	○ 1市5町の地域コミュニティ組織の状況						
	① 5町の地域コミュニティ組織の基礎的団体である「自治公民館」は、地縁に基づく「自治会」としての機能と、社会教育活動を行う「公民館」としての機能の二面性を有している。						
	② 吉田町、喜入町、松元町及び郡山町の4町については、自治公民館の連合組織である「校区公民館」又は「地域公民館」が組織されているほか、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の4町は、町内すべての自治公民館等をとりまとめる組織が結成されている。						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
小学校区	60校区		5校区	2校区	6校区	4校区	3校区
上部組織	(鹿児島市町内会連絡協議会) (谷山地区町内会連絡協議会)			公民館連絡協議会	公民館連絡会	公民館連絡協議会	公民館運営連絡協議会
中間組織	30団体 連合町内会		5団体 校区公民館		6団体 校区公民館	12団体 地域公民館	5団体 校区公民館
基礎的 団体	町内会 町内会 町内会 町内会 町内会 町内会 町内会 643団体		自治公民館 自治公民館 自治公民館 56団体	自治公民館 自治公民館 自治公民館 11団体	自治公民館 自治公民館 自治公民館 33団体	自治公民館 自治公民館 自治公民館 自治公民館 自治公民館 61団体	自治公民館 自治公民館 自治公民館 20団体
調整 方針案	※ 第7回合併協議会で提案予定。						

項目	(46) 学校教育事業								
現 状	1 幼稚園の設置状況 (平成 15 年 5 月 1 日現在)								
		市町立	園児数	教員	市町立保育料	私立	園児数	教員	市町からの助成
	鹿児島市	2園	32人	2人	年額70,800円	63園	8,450人	505人	130,535千円
	吉田町	-	-	-	-	2園	85人	7人	-
	桜島町	1園	60人	4人	年額44,000円	-	-	-	-
	喜入町	-	-	-	-	1園	65人	5人	64千円
	松元町	1園	140人	6人	年額70,800円	-	-	-	-
	郡山町	-	-	-	-	1園	64人	5人	-
	2 小学校の設置状況 (平成 15 年 5 月 1 日現在)								
		市町立	児童数	教員数	給食		国・県立	私立	合計
					自校	センター			
	鹿児島市	60校	31,572人	1,459人	45校	13校	1校	2校	63校
	吉田町	5校	827人	69人	-	5校	-	-	5校
	桜島町	2校	267人	25人	2校	-	-	-	2校
	喜入町	6校	787人	70人	-	6校	-	-	6校
松元町	4校	936人	59人	-	4校	-	-	4校	
郡山町	3校	497人	38人	-	3校	-	-	3校	
3 中学校の設置状況 (平成 15 年 5 月 1 日現在)									
	市町立	生徒数	教員数	給食		国・県立	私立	合計	
				自校	センター				
鹿児島市	32校	16,684人	1,007人	14校	18校	1校	5校	38校	
吉田町	2校	482人	37人	-	2校	-	-	2校	
桜島町	1校	134人	13人	1校	-	-	-	1校	
喜入町	1校	479人	30人	-	1校	-	-	1校	
松元町	1校	481人	29人	-	1校	-	-	1校	
郡山町	1校	288人	23人	-	1校	-	-	1校	
4 高等学校の設置状況 (平成 15 年 5 月 1 日現在)									
	市町立	生徒数	教員数	国・県立	私立	合計	生徒数		
鹿児島市	3校	3,125人	186人	10校	10校	23校	21,608人		
吉田町	-	-	-	-	-	-	-		
桜島町	-	-	-	-	-	-	-		
喜入町	-	-	-	-	-	-	-		
松元町	-	-	-	1校	-	1校	934人		
郡山町	-	-	-	1校	-	1校	507人		
5 公立高等学校通学区域 (全日制普通科)									
鹿児島市、桜島町		… 鹿児島学区							
吉田町		… 鹿児島学区、伊佐・始良学区							
喜入町		… 鹿児島学区、揖宿学区							
松元町、郡山町		… 鹿児島学区、日置学区							
調整方針案	※ 第8回合併協議会で提案予定。								

本市の市町村合併に対するご意見をお寄せください。

【ご意見の送付先・お問い合わせ先】

鹿児島市企画部合併対策室

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1

電 話 099-216-1119

ファックス 099-219-6616

Eメール kikaku5@city.kagoshima.kagoshima.jp